

徳島県告示第七十号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三十一年法律第十七号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり特定農業用ため池として指定したので、同条第三項の規定により公示する。

令和五年三月七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定年月日

令和五年一月二十日

2 特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
丸山一	鳴門市瀬戸町明神字丸山二三番地ほか

二 指定年月日

令和五年二月十七日

2 特定農業用ため池の名称及び所在地

名称	所在地
どんどの溜	阿南市橘町江ノ浦五二番地